

令和4年4月改正版総合事業サービスコード等について

これまで提供していた総合事業サービスコードについて、処遇改善加算Ⅳ・Ⅴが令和4年3月31日で終了することに伴い該当サービスコードを更新しました。終了するサービスコードを算定している事業所はないため、影響はないかと思われませんが、新しいサービスコードの CSV をシステムに取り込んでいただき、次回、国保連への請求から更新後のサービスコードを利用してください。

【変更点】

処遇改善加算Ⅳ・Ⅴが令和4年3月31日で終了することに伴い、サービスコードの更新を登録する必要があります。

訪問型サービス(独自)(A2)
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ(6273)及び 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ(6275) －終了－

通所型サービス(独自)(A6)
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ(6113)及び 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ(6115) －終了－